

I 協定について

今後の高速道路整備の進め方

平成17年10月1日 道路関係4公団民営化

4ヶ月以内

会社の整備する
区間について、
国が会社及び
機構と協議

■決定すべき主な事項

- ①会社整備区間と新直轄移行区間の峻別
- ②2.5兆円の更なるコスト縮減の具体化
- ③抜本的見直し区間の扱い
- ④貸付料見通し
- ⑤45年以内の債務返済見通し

平成18年1月末迄 会社整備区間の大臣指定

2ヶ月以内

協定について、会
社と機構が調整

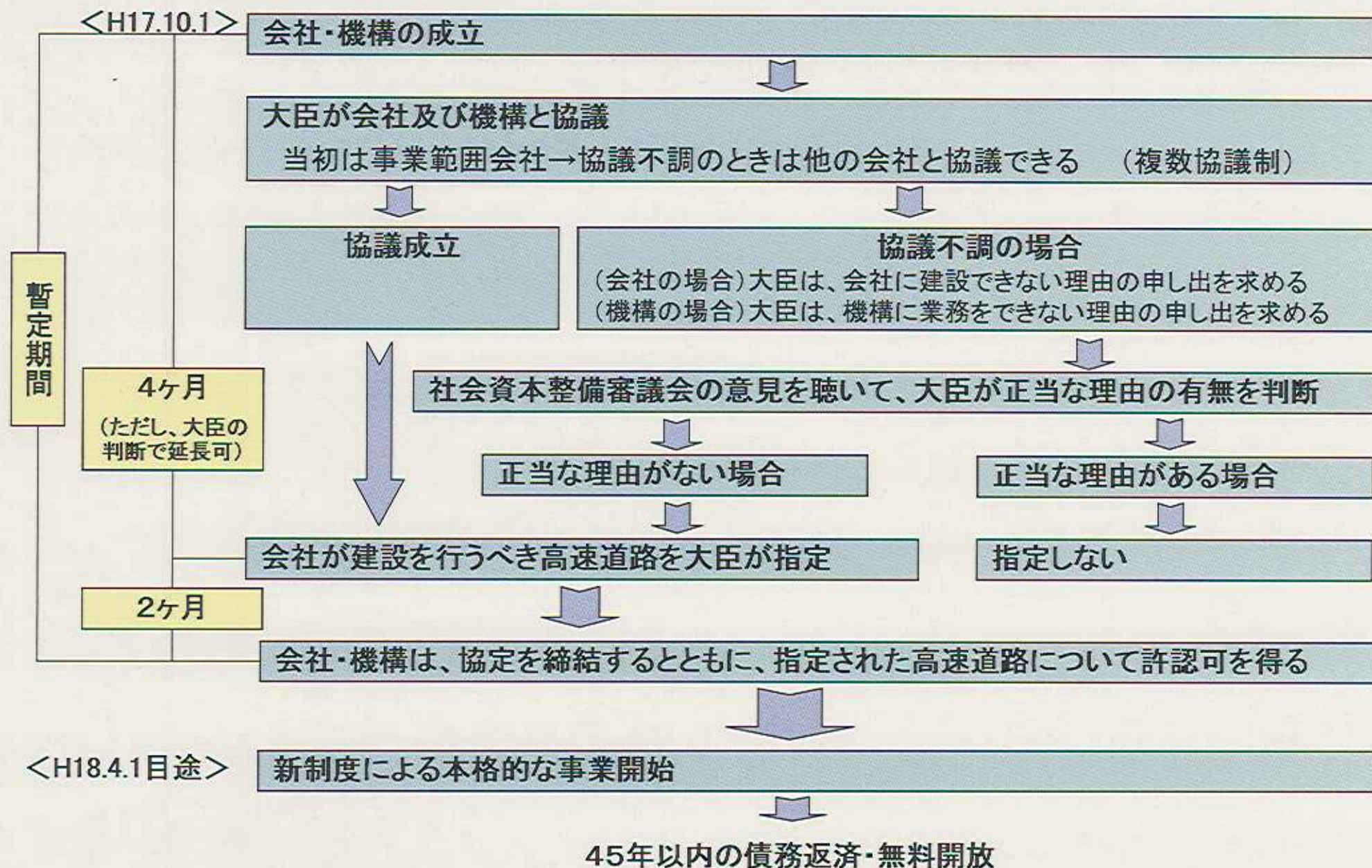
平成18年3月末迄 会社と機構で新協定を締結

協定に基づき、
事業を開始

○概ね5年ごとに協定を見直し

民営化後45年以内 債務の完済・無料開放

(参考) 会社が建設すべき事業中区間の指定手続等について



(参考) 協定の概要

1. 協定の位置づけ

高速道路事業を行う上で必要となる基本的事項について、機構と会社との間で定めるもの

2. 協定の策定単位

全国路線網



東日本会社、中日本会社、西日本会社ごとに、高速自動車国道及び国土交通大臣が指定する一般有料道路

地域路線網



首都高速道路、阪神高速道路(阪神圏)、阪神高速道路(京都圏)、本州四国連絡高速道路

一の路線



全国路線網以外の一般有料道路ごと

3. 協定の主な内容

- ◆新設、改築又は修繕に係る工事の内容
- ◆機構が会社に対して行う債務引受けの限度額（新設、改築、修繕及び災害復旧関連）
- ◆機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容及びその貸付料の額、貸付期間
- ◆会社が徴収する料金の額及びその徴収期間
- ◆高速道路の管理水準の確保に関する事項
- ◆機構から会社に対する新設・改築等のコスト削減を助長するための助成に関する事項

(参考) 機構は、協定に基づき、貸付料、債務返済計画等を記載した業務実施計画書を作成

⇒ 45年以内の債務返済を確認